

どういふ方が演説されるのか、どういふ準備になつておられますか、具体的にお知らせ願ひたい。

○緒方国務大臣 昨年末のこの委員会、休会明けに総理大臣があらためて施政演説をするかという御質問がございまして、総理大臣の施政演説はやることにいたしました、それから予算案が提出せられます以上、当然に大蔵大臣の財政演説、そのほかに経済審議庁長官の経済演説もやるように申し上げたと存しますが、その後外交演説をやつたらどうかという御質問がございまして、あるいはその当日だつたかもしれませんが、そういう御質問があり、当時の見通しとしては、アメリカの大統領の就任以後あまり日がたつていないので、補正予算提出と同時にやりました外務大臣の演説に、さらにつけ加へることがどれだけあるかと思ひました、その点ははつきり申し上げてなかつたのであります。しかし改進黨からの御意見もありましたし、政府といつたしましては、外務大臣の外交演説もやろうかと考へて、そういう準備をいたしております。

○推熊委員 そうすると、外務大臣の演説もするということに了承してよろしいのですか。
そこで、次の問題を伺います。さきに官房長官は、二十九日をもつて予算書を提出すると言明せられましたが、私も行政当局の間に、政務調査の必要上いろいろ折衝しておりますけれども、義務教育費国庫負担の問題につきましては、政府部内におきましても、いまだ確定的の問題でないように私どもは思つております。ことに最近の新聞に伝えるところによれば、地方制度

の調査会等におきましては、これに全面的に反対をしておる。もしそれ政府部内、これらの予算措置について決定を見ることのできないような状態である場合は、予算の提出がそれよりも遅れると想像してよろしいのでしようか。それとも二十九日以前に明確に決定して、印刷ができて出せるという確信があるのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○緒方国務大臣 たいま御質問の点につきましては、本日午前の閣議ですべて確定いたしました。予算書にもそれに相当する数字を入れまして、二十九日夕刻に提出することになつております。

○推熊委員 義務教育費国庫負担の問題に關する財源の問題は、世間では明確にこれを知ることができません。予算書が出て来て初めてわかるのでしようが、それではわれ／＼としてははなはだ心もとない。従つて、本日閣議で決定したのならば、義務教育費国庫負担の財源とはいかなるもので、それはどういふふうに出されるもので、それはどういふことを簡単に御説明を願ひたい。

○緒方国務大臣 平衡交付金一千七百二十億のうち、どれだけを全額負担の費用として教育費の方にはつきり移用し得るかというよりな問題だつたと思ひますが、これは九百二十億というところに本日閣議で決めました。但し、これでは十分でないと思ひますので、この法案が成立いたしました後に、平衡交付金の調整を行つて、修正をいたすつもりであります。調整をするつもりでございます。

○推熊委員 そうすると、九百二十億を平衡交付金の中からとるといふこと

だそうですが、文部省が主張するところによりますと、給与だけでも一千二百億に近いものがなければならぬと、われ／＼には事務当局が来て説明しております。そのほかに、なお多額の教材費あるいは給食費等を予定せざるを得ない状態にあるのだが、それらの点、どうも九百二十億の予算ではどうもいまいかなければならない。そうすると、予算を一たび提出して、そのうちにまた修正する案を出すということをごさいますか。この会期中に修正をいたすのでございませうか。

○土井直作君 たいま推熊委員から、義務教育費国庫負担の内容についての御質疑がございましたが、それは……。
○推熊委員 私は内容を聞いてゐるのではない。この国会に修正案を出して来るのかどうか、私はそういう予算はあり得ないと思ふ。時間を費して、閣議で決定して印刷して出して、それを審議の途中で政府が修正するののかどうかといふことなんです。

○緒方国務大臣 修正という言葉は自分でもまずかつたと思ひますが、今推熊委員から言われた意味の修正ではないのであります。法律案が成立いたしました後に、これを調整する措置を講じたいと思つております。

○推熊委員 そうすると、この予算の中で、最も世間の注目を引いてゐる義務教育費国庫負担の問題につきましては、最後の決定ではなくて、一応の決定で予算書を出すということなんですか、そうして承つてよろしいのですか。

○緒方国務大臣 今度提出する予算書のものでは、全額国庫負担を完全に実施するだけの数字が足りないかもしれ

ない。それは地方税の改正等も二十八年度内に実施したいという考へでおるのでございまして、それに関連いたしては、平衡交付金の補正も要するのではないかと思ひます。

○推熊委員 私は、この予算案の内容について、きよは言及しようとは思つてはおらないのですが、この予算の性格といふものは、この委員会は明確にしておかなければならない。そうすると、今度政府が二十九日に印刷が刷り上つて出すところの予算といふものは、一応の予算であつて、最後の決定ではない。すなわち完全な予算案ではない。われ／＼が審議の対象とし、政府が責任を持つて国会に問うところの予算は、政府としては自信を持つた完全予算でなければ、予算の審議とは言ひ得ないと思ふ。われ／＼は、この予算、不完全な、一応的な予算案といふものに對する審議の態度は、党へ歸つて十分相談しなければならぬのでありまして、私も、そういう不確定な、自信のない、最後のでないものを押しつけられるといふことは、何か羊頭を掲げて狗肉を売つてゐるやうな政府のやり方だと思はれて、はなはだ国会を侮辱する行動であり、責任ある政党としての政府としては、かくのごとき卑怯な態度をとるべきでない。断固として自信のある予算を出すべきであると主張するのであります。予算の内容に觸れるから、これ以上は申し上げられせん。もし官房長官にして、この言葉に御不服でありましたならば、あなたの自信ある、責任ある言明を伺つておきたい。党の態度決定の上に重大なる問題であります。

○緒方国務大臣 二十八年度内には、義務教育費国庫負担が完全実行できま

するに措置を講ずる確信を持つております。

○石田(一)委員 私は、たいまの推熊委員の質問に關連して、官房長官にらよつとお伺ひしたいのであります。今新聞等で、まことに鳴りもの入りで宣伝されておるところの義務教育費全額国庫負担といふのは、いわゆる地方財政平衡交付金一千七百二十億の中

に、名前だけ義務教育費にまわすべきものとしてわくを付ける。すなわち、一千七百二十億の中に、九百二十億といふひもつきの平衡交付金を出す。ただこれだけのことであつて、何も新たに政府が義務教育費全額国庫負担をするという新たな支出を意圖しておるのではない。こういうふうに考へてかまいませんか。

○緒方国務大臣 現在の平衡交付金を、地方自治体の義務教育費との間に分割いたしましたして、それが九百二十億になるのであります。年間を通じましては、あるいは不十分である結果を生じはしないかと思つております。それにつきましては、先ほど申しましたやうに、二十八年度内に十分の措置を講じたいという見通しを持つております。

にかくこれを出す。しかし、その後における情勢の変化ということについて政府がどう考えるかということ、これは別個の問題として考えなければならぬ。いやしくも不完全な予算をまず提出するというになれば、そんな不完全な予算をわれ／＼は審議すべき何らの義務を生じないという問題が出て来ると思う。従つて私は、補正予算云々という問題は、この際やはり訂正なり、取消しなりしておかれた方が、御答弁としてはいいのではないかと思ひます。

○緒方国務大臣 私は補正予算ということに申し上げなかつたつもりです。これは確信のあるものであつて、動かさぬというのを官房長官としては言われるわけですか。提出される予算案は、政府の確信のある予算案を提出される。こういうことですか。

○松井委員 これは国会運営の場合、予算案は毎年国会として重要なことであるから、その点について何つておきたいと思ひます。要するに、政府としては予算案というものを国会へ提出する、国会の審議を経なければならぬというその根本的なもの考え方について明らかにおいていただきたい。当初から修正をしなければならぬ、補正をしなければならぬというふうなもの考え方、年度予算というものをいふと、年度予算といふものを出すがいいと考へておられるのかどうか。要するに、補正予算が必要になつて来たということは、予算の根本的建前からすれば、年度予算で

ありますから、その年度内において、経済の見直し、財政の見直し、國民所得の見直し等を勘案して、政府は自信を持つて年度予算をつくる。しかし情勢の変化で補正等が必要になつて来た場合に、初めて臨時国会等に補正であるから、予算を編成する政府の考へとしては、年度予算だが、当初から補正、修正ということが正しいということ考へて出されておられますか。この点だけ何つておきたい。

○緒方国務大臣 地方財政をこれで調整する必要が今後に残されておる。たとへば、今まで東京、大阪等の平衡交付金の行つていないところの義務教育費も国庫で負担するという場合には、それに適応して税制の改正を要するのであります。そういうことを申し上げたのであります。予算の補正を申し上げたのであります。

○佐藤(芳)委員 官房長官に伺いたのであります。繰返し御答弁になつておりますけれども、補正ではない、調整するのだとおしやるのであります。調整するためには、予算措置としては、どうしても補正というか、こうなつて来ると思つておられますか、調整するために補正予算を御提出になるのか、そういうお考えをお持ちでありますか、この点を伺いた。

○緒方国務大臣 質問がちよつとわかりかねたのですが、あなたは補正じやない、あくまでも調整するのだ、こう言ひ張つておいでになるのであります。調整するための予算措置として、あくまでも補正予算となつて来る以外に私は方法がないと思ひます。そ

れ以外の方法をお持ちでございませうか、それを伺いた。

○緒方国務大臣 私は、主として制度のことを申し上げておるわけです。

○佐藤(芳)委員 われ／＼は、まずもつてその形式を論議しなければならぬので、その点を主としておるのです。

○緒方国務大臣 私が申し上げようとするのは、今の平衡交付金を交付しておりません。府県、あるいは東京、大阪のような都市、そういうものに対して、これから全国一律に義務教育費を負担するにします場合に、それに對して、地方財政の改正を伴わなければならぬ。そのことを申し上げたのであります。

○椎熊委員 官房長官のお話を聞く、こういう予算を出す場合に、不確定な状態で出すということが、すでに予算の提出に誤りがあると私は確信するのであります。もし完全なものとして、その制度の改革等があわせて裏づけとなつて出て来ておるなら、私はこれは審議の対象になると思つて、一方ではそういうことを予想しつゝ、何らの措置を講じないで、一応の予算を出して来るということ、真の予算案ではないということなんです。従つて私どもは、これを対象として予算委員会を審議して行くかどうかということ、すなわち、三十日から予算の審議に入るといふことについては、態度を留保しておきます。党といつたしましては重大な問題ですから、三十日以後本会議を開くかどうかという点についても、私どもは態度を留保いたします。総理大臣その他の演説等をも、三十日開くか開かぬかということ、私どもは党へ歸つて相談しなければ御返答できません。

○緒方国務大臣 先ほど申しました入自治団体に對しては、さしあたり義務教育費を国庫で分担いたしませう。田中委員からのお尋ねの点は、予算提出までにはできません。

○椎熊委員 私は重大な官房長官の発言を聞いて唖然としたのですが、その全額義務教育費を国庫負担とすると、言葉で言つておるだけで、当初に於いては全額国庫負担でないという事実が明らかになつたのです。今日新聞

等による政府の発表は、ことごとく虚偽であつたということになる。そういうことが一体立憲政治国会に對する態度でしようか。國民に對する態度でしようか。私は、従つてこの予算案というものは、予算書として受取ることができないということにならざるを得ないと思ひます。

○緒方国務大臣 今申しましたことは、すべて新聞に發表した通りであります。

○田中(織)委員 そこで、今の官房長官の答弁からはつきりして来たことなんでしょうが、これは政府が二十九日に提出するといふ予算案に對するわれ／＼国会側の態度の問題として、憲法に保障された予算修正あるいは否決という問題にかかつて来るのでありますけれども、それが本日の議決で予見されることか明確になつてゐる場合には、われわれ二十九日に、かりに今説明されたような予算案が提出されても、その審議に入るかどうかということについては、党へ歸つて相談しなければならぬから、提出された以後どうするかということについての態度は、わが党も保留したいと思ひます。

○井手委員 官房長官に小さなことをちよつとお尋ねしたいと思つております。先刻来調整という言葉が使われておりますが、地方税の改正の結果、国庫の税収に影響があるのかないのか、その点をお尋ねいたします。

○緒方国務大臣 それは右左に補填がつくつもりであります。国庫で八自治団体の義務教育費を全額負担いたします場合は、それに対しては、大体それに相當する額を吸い上げるといふ形になつております。

○井手委員 国庫の税収入には影響ないというのですか。

○土井直作君 問題は、今権議委員からも田中委員からも言われたように、政府から出されるところの予算案が不完全なものであるから、国会として、これを受取つて予算審議に入るわけには行かぬという問題が出て来るのです。そうなつて参りますと、きよりの議院運営委員会にこれ以上議論したつて意味をなさぬことになつてしまふ。従つてこの辺で散会されたいらうです。

○福永委員長 それはまた御相談いたしますが、官房長官に対して今お話が出たようなことは、これから御協議いただくことといたします。官房長官に對する質問等がありましたらお願いいたします。

○土井直作君 今の官房長官の御発言は、国会の権威の上からいつて、事実そういう不完全な予算案を受けて審議を進めるといふことはできないです。だから、要するに官房長官の説明というものがかわつて来なければならぬはずだ。かわつて来て、われわれが予算案を正常な予算案として受けられるといふことによつて、初めて議院が審議を進めることが可能になつて来るわけだ。それが可能になつて来るかどうかというのを考えなければならぬ。手党としては、散会をしないならば、官房長官を中心にして御相談なさつたらどうですか。それだけなれば、われわれは大義名分からいつても困るから、暫時休憩されて、官房長官と御相談をしていただきたい。

○福永委員長 それは、ごく少時間休憩をいたします。

午後二時三十分休憩
午後二時三十分休憩

○福永委員長 休憩前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

○福永委員長 休前に引続きまして再開いたします。緒方官房長官。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

午後二時三十分休憩

とえば国会関係予算等の主管事項について、小委員長の方から代表して質問をしていただいて、一応それを明らかにしておいてもらふと困ります。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

○福永委員長 たいまつ松井君の御意見もございましたので、さようにとりはからいたいと思つております。

るといふことは、委任事項として当然ですが、この委員会で承認したとか承認されたとかいふことはない。従つて今主要な問題について具体的に質問されておるのだが、政府当局がこれに對して明確に答弁してくれればよい。ことに池田大蔵大臣當時において、すでに確約を与へておる事項等が、今度みなオミットされておる。今度の向井蔵相になつてから、大臣が違ふから多少いろいろな關係はあるだらうけれども、しかしながら、それは自由党の吉田内閣にはかわりがないのである。その面において、この問題について政府の責任ある答弁を求めなければならぬ。

○諸方國務大臣 お答えをいたしますが、二十八年度の予算作成の審議中に、国会官費費の中から、衆議院におきましては議員会館連絡地下道の三千五百万円、議員会館の付属歩道その他施設七百七十万円、議員宿舎の五百六十万円、この施設は必要やむを得ざるものと思ひますが、予算編成上のやむを得ざる事情から、これだけを延ばしてはおらうということにいたしました次第でございます。ただ、今申し上げましたように、この必要性は十分に認めておりますので、次の補正予算等の場合に、優先的に考慮をいたしたいつもりでございますが、さしあたり二十八年度予算からはこれを落してあります。御了承願ひたいと存する次第であります。

○渡邊(徳)委員 官房長官にちよつと質問しておくのですが、一昨日の庶務小委員会における経過の報告の中で、議運から提出した原案の復活要求について、自由党の党議か総務会で決定して、閣議にまわした場合は考慮するといふ意見があつたといふことの報告を受けておるのですが、一体議運が決定して要望しておる問題に對して、自由党の党議かこれを承認しなければ閣議で了承しないといふことがあつたのかないのか、官房長官にはつきり答弁していただきたい。

○石田(一)委員 官房長官にちよつとお伺ひいたします。今言われたところの設備の費用以外に、議員の滞在雜費といふものは、われ／＼がこの前了承したところでは二千円であつたものが、千円とかわつております。これはどういふことなんでしょうか。

○田中(總)委員 石田君の質問に對して、官房長官の方から適当なお答えがあるだらうと思ひますが、問題は、国会の経費も国民の税金の面でもなかなか問題でありますから、できるだけ節減して行くことは当然の建前ではなればならぬと思ひます。しかし、やはり憲法上認められた國權の最高機關として、また各國の立法府のあり方というものも政府は当然考慮に入れた上で、国会が十分そつち立つて予算要求をしたものには對しては、政府は画一的な態度をもつてこれを査定するとかいふような態度であつてはならないと思ひます。われ／＼ができるだけ経費を節減するといふ建前に立つて、庶務小委員会なり、そういうところで立案して政府に要求したことに對して、やはり立法府としての權威をあらしめるための必要な経費については、何を振りかへても政府は考慮するといふ心構えを持つてもらわなければならぬと思ひます。具體的に、石田君の質問に對し

て、自分自身としてはお答えを別に期待しませんけれども、国会の要求といふものを、國權の最高機關としての權威をあらしめるといふ建前について十分に考慮を払ふ必要があると思ひますが、その心構えがあるかどうかといふことを、あわせてお答え願ひえければ結構だと思ひます。

○福永委員 石田君、田中君両君に對する質問にお答えあります。○諸方國務大臣 ただいまの石田、田中西君の御質問に對しましては、適當の機会に十分に考慮いたします。

○石田(一)委員 適當な機会に考慮するといふ意味はわかりませんが、私が官房長官にお伺ひしたのは、田中委員がおつしやつたように、政府は二十八年度の一般予算案を確信を持つて国会に提出されそれについて国会の了承を求められておる。しかも国会が國會の権限として、これを可なりとして決定して了承したものを、財源の都合上とか、他の節減の都合上とかいふことで、行政府がこれをくつがえして来るといふことになると、二十八年度の予算案を国会に提出されること自体が矛盾して来る。国会がこれを決定しても、またくつがえされることもあり得るのか。これが今日現われておる質問なんである。政府の考え方が間違つておるのではないかといふことを言つておるので、この点を明確にしてもらいたい。国会が決定をして、政府にこうしろといつて要求したことを予算から落したり、あるいは二千円になつておるものを千円にしたり、(笑聲)だれに断つてこういふことをするのか、これは国会がきめることなんでしょう。最後は政府がきめることじゃないのだ。

○渡邊(徳)委員 大體さつきから今村君が一人つるし上げられておりますが、委員長は議院の決定に對していかなる努力をしたか、委員長からその点はつきりしていただきたい。

○福永委員 小委員長からも申しましたが、予算の編成にあつては、私もほとんど毎日来ておりました。庶務部長等にも折衝していただいておりました。皆さんの御期待に沿ひ得るようには努力いたしました。努力はいたしましたが、十分なる成果が得られなかつたことは、まことに遺憾に思つております。ただいま渡邊さんから、いかなる努力をしたかといふ御質問であります。努力は終ひいたしました。ひとつ御了承願ひます。

○石田(一)委員 今、委員長がさういふことをおつしやつておるのは、福永委員長個人の意見ではないのです。要するに、国会といふ一つの権限を持つた機關が決定したことを政府と話し合つて、なるべくその意思に沿ひようになつたけれども、それができなかつたといふことに相なつては、国会が政府を監督するの、あるいは法律をつくるの、何だかわけがさつぱりわからぬ。どうもちよつと勘違いをしておるのではないか、国会は政府の機關ではありませんか。

○福永委員 石田君の御指摘ですが、私もやつたのでありますけれども、思うにまかせなかつたことは遺憾であります。しかし、向うの折衝に應じたことは全然ございませぬ。各位のおきめになりました通り一応努力して今日まで至つておりますが、まだおきめになつた通り、そこまで行つていな

いといふことを申し上げたのであります。認めなくてもしようがないといふことでは決してございませぬ。

○土井直作君 今、石田君が言われた点は、われ／＼としても同感なんです。問題はさういふことなんです。事務當局が一応の予算をつくつて、事務局同士折衝した場合においては、これはやむを得ないのです。しかしながら、少くとも議院運営委員会として、は、それ／＼正式なる機關を通じて決定を見て、各派共同でこれを了承して、政府に折衝したわけなんです。本會議の議決は得ないけれども、少くとも當委員会としては了承済みの問題なんです。それを行政府であるものが、これを削減したり、あるいはこれはこうだといふようなことは、當を得ないではないかといふことです。ただいま官房長官が、適當なる機会に十分この点については考慮するといふことだが、これは少くとも副總理であり、大官房長官としてうたわれておるのであるから、その言葉を取消したりされることにはないだらうと思つております。國會の權威を尊重するといふ建前をとつてくれないうで、行政府の一風官の處理にゆだねるということでは困る。

もう一つ、この問題は、先ほど正式な言葉ではありませぬようでしたけれども出たように、さきに大蔵大臣であつた池田氏が、この滞在費あるいはその他地下道の問題、その他についても了承して、次の通常國會においてはこの問題を十分取入れて行くといふことを前提として了解を与えておる。この次といふのは、要するに昭和二十八年度の予算で、その前の臨時國會のときにこの問題を處理しろといふ意見があつ

て、自分自身としてはお答えを別に期待しませんけれども、國會の要求といふものを、國權の最高機關としての權威をあらしめるといふ建前について十分に考慮を払ふ必要があると思ひますが、その心構えがあるかどうかといふことを、あわせてお答え願ひえければ結構だと思ひます。

○福永委員 石田君、田中君両君に對する質問にお答えあります。○諸方國務大臣 ただいまの石田、田中西君の御質問に對しましては、適當の機会に十分に考慮いたします。

○石田(一)委員 適當な機会に考慮するといふ意味はわかりませんが、私が官房長官にお伺ひしたのは、田中委員がおつしやつたように、政府は二十八年度の一般予算案を確信を持つて国会に提出されそれについて国会の了承を求められておる。しかも国会が國會の権限として、これを可なりとして決定して了承したものを、財源の都合上とか、他の節減の都合上とかいふことで、行政府がこれをくつがえして来るといふことになると、二十八年度の予算案を国会に提出されること自体が矛盾して来る。国会がこれを決定しても、またくつがえされることもあり得るのか。これが今日現われておる質問なんである。政府の考え方が間違つておるのではないかといふことを言つておるので、この点を明確にしてもらいたい。国会が決定をして、政府にこうしろといつて要求したことを予算から落したり、あるいは二千円になつておるものを千円にしたり、(笑聲)だれに断つてこういふことをするのか、これは国会がきめることなんでしょう。最後は政府がきめることじゃないのだ。

○渡邊(徳)委員 大體さつきから今村君が一人つるし上げられておりますが、委員長は議院の決定に對していかなる努力をしたか、委員長からその点はつきりしていただきたい。

○福永委員 小委員長からも申しましたが、予算の編成にあつては、私もほとんど毎日来ておりました。庶務部長等にも折衝していただいておりました。皆さんの御期待に沿ひ得るようには努力いたしました。努力はいたしましたが、十分なる成果が得られなかつたことは、まことに遺憾に思つております。ただいま渡邊さんから、いかなる努力をしたかといふ御質問であります。努力は終ひいたしました。ひとつ御了承願ひます。

たが、そのときにはいれられなかつた。次の昭和二十八年年度の通常国会には、これを實現いたしますからという言葉を手にしておるごとなんです。従つて、こういうことを行政府がかつてに処理されるということは、国会の権威の上からいってもはなはだ當を得ない。つまり庶務小委員会るときには自由党の総務会の案ならばということもあつたが、一党一派の案で問題にすべき事柄ではない。だからこれは慎重に考へて、すみやかなる機会に適當な善処の方法を講じていただきたい。そのためには、今村庶務小委員長並びに福永議院運営委員長は、やはり全責任を持つてこの權に當つていただきたい。

○田中(總)委員 私の上上げた趣旨は、今土井委員が申されたことと同じなんです。具體的に、どの点から考へるとか考へないとかいふ問題ではなくして、われ／＼の要求するところは、少くとも国会の権威をあらしめるという点に立つてやつておることであるから、政府の心構へとして、それをとつてもらいたいというのです。

○福永委員長 今までいろいろおしかりを受けたような事態もあるわけですが、今後は一層努力いたしまして、御期待に沿ひ得るようになつてまいと思つております。

○松井委員 その解決でけつこうでございませうけれども、ぼくはやはり官房長官にはつきりしてもらいたいと思ふ。たとへば、さつきからいろいろ議論したように、官費の二億四千万円ですか、大蔵省が必要だと認められたものが、一億四千万円ということに關議決定になつて来ておる。そういういろいろな面があるわけなんです。福利關係の方

でもそういうものがあり、今後考へたいと思つていろいろその措置を、官房長官にはつきりしていただきたいことが一つであります。今回はどういふ意味でどういふ形になつたかといふことはつきりしておいていただかないと、次にそういう問題が出て来るので、この二点だけはつきりして、次をやつていただきたい。

○権熊委員 聞くところによると、これは仄聞ですから事実かどうかわかりませんが、国会の事務当局と大蔵省の官吏との間の折衝では、今日われ／＼に示されたのと違つたこと了解ができておる。それを閣議で突如としてこんなふうになつたといふことである。予算措置の上からは、われ／＼が要求したことが不当でないといふことが証明されておる。大蔵当局は、事務的にそれをほとんどのんでおる。政治的に閣議で削つたといふこと、それはどういふいきさつか聞きたい。官房長官お答えを願ひます。

○緒方國務大臣 初め新聞等に現われた数字と違つておりますのは、政府で爾後に研究いたしました結果、できるだけ費用を削る、費目を少くしたいといふ考へから、大蔵当局と折衝いたしまして、このようにいたしました次第であります。

○権熊委員 そうすると、こういうことですか。予算措置としてでき得ることとは、要するに大蔵当局が認めたことを、内閣として、国会がそんなことをしなくてもいいのだといふ、国会に対する一つの輕侮といふか、侮辱といふか、輕視といふか、そういうことで、国会などは内閣の下風にあるような感覺が残つておつて、こういうことになつ

たのだらうと思ふが、それは新憲法のもとでは許されぬ思想なんです。そういう考へ方でこれを削つたといふことであれば、削つた内容の点については個々に意見もありましようが、根本的なもの考へ方には非常に非民主的なものがあると思ふ。そこで、官房長官が適當な機会になされるといわれらば、幾日までにこれを改めて、当初予算の数字を、大蔵当局が認めた点を復活してもらへるか。国会輕視の上からいつて、こういう侮辱を受けることは私も耐えられない。ここで現に要求しておるこれ／＼は、国会としてよろしくないといふ御意見であるならば、それはあらためて伺ひましよう。あなたは當然なこととして、ごもつともなことでこれらものを削つておる。これは大蔵当局が認めた問題である。そこに何か切り切れないものがある。国会輕視以外の何ものでもない。あなた方が當然だと認められるならば、二十九日までに復活させる、ちやんと予算書に載せるべきものだと思ふのです。私は、国会の権威のために、そんなことで内閣などから侮辱されては相ならぬものだと思ふ。

○緒方國務大臣 今お話になつたような国会輕視の考へは少しもございませぬ。ただ正直な話、予算編成をまとめるにあたりまして、財源を見出す際、この費目に触れたのであります。先ほど申しましたように、なるべく少くしたいといふことで、一億五千万円を延期のつもりで削つたのであります。事實正直なところそれだけでございませぬ。国会が國權の最高機關であることにつきましては、十分考へております。

○権熊委員 だん／＼明確になつて来たのですが、必要性は認められたが、財政の都合で延期するといふことなんです。延期といふことはどういふことなんでしょうか。どういふ機会に復活するのんですか。本国会ではおそろく復活の見込みはないだらうと思ふが、来年度予算となると、二十九年度予算ですか。あるいはまたこの国会の終了後、そういうことのために補正予算等を組み、臨時国会を開くといふのですか。適當の機会といふことが明らかでない。いつやるのか、適當の機会とは何をさすのかといふことを明確にしておいていただきたい。

○緒方國務大臣 今後補正予算等を組みます場合に、これを優先的に計上したいといふ考へております。

○権熊委員 さつきの議論にもどるようですが、そうすると、内閣が補正予算を組むといふ下心で国会に対処しておる、時局担当に責任を持つておらぬといふことになるのですか。

○緒方國務大臣 そういふ意味ではありません。

○権熊委員 あなたの言葉そのものからは、そういうふうに聞えます。

○緒方國務大臣 この国会に補正予算を出すという意味ではなく、今後補正予算を組む場合に、優先的に計上したいといふのであります。

○権熊委員 補正予算をこの国会に出さないといふが、そうすると、二十九年度予算といふことに公約するのですか。

○土井直作君 ちよつと、そこまで言わぬでもいいでしょう。近い將來で……。

○福永委員長 先ほどからいろいろお

話があつたのですが、実は先ほどから参議院の議院運営委員会から、官房長官を参議院の方にまわしてもらいたいといふ申し入れがありました。そういうことも御考へいただきまして、なお官房長官に御質問があればお願いいたします。——いかがですか。官房長官に對する質疑はよろしゅうございませうか。

「けつこうです」と呼ぶ者あり

○福永委員長 それではどうも御苦勞さまでございませぬ。

○福永委員長 それではお諮りをいたします。今まで官房長官を呼んでいろいろお聞きになつたのでございませうが、いかなる態度で臨むかといふこともすでに、お話しあつたのでございませうけれども、本院といたしましては、國務大臣の演説等を何日にやらせるかといふことにつきまして、ひとつ逐次御協議をいただきたいと存じます。

○権熊委員 いつ國務大臣の演説を聞くかといふことにつきましては、先刻申し上げましたように、私も党内に歸らないときめられませぬ。そこで、そういういきめ方でなしに、本会議を開くについては、これ／＼のことをやらうというようにしてもらいたい。

○福永委員長 ただいま権熊君御発言のごとく、いろいろの事情を勘案いたしまして、しからば本会議を何日に開くかといふことについて御協議をいただきたく存じます。

○土井直作君 先ほど官房長官の説明を聞いてみますと、予算案が提出されるのが二十九日の午後だそうなんです。そうすると、二十九日に再開することは困難ではないかと思われませぬので、

私は三十日に再開していただいて、準備のでき次第総理並びに大蔵大臣、外務大臣等のそれらの演説をしていただくという措置をとっていただきたい。その前に、二十九日あたりにもう一度議院運営委員会を開いていただいて、諸般の準備が完了してあるかどうかということについて、事前に御協議願うことが至当ではないかと思ますので、そういう取扱いを願いたいと存じます。

○福永委員長 ただいま土井君の御発言のごとくに、三十日に再開をいたし、その前に、二十九日に議院運営委員会を開いて、三十日以後をいかにするかということを協議する、さようなことはいかがでございますか。

○田中(總)委員 その点については異議ありませんが、三十日に本会議を開いてやることになると、質問者の準備等の関係もありますから、二十九日にあとの質疑時間等のおおよその見当もついでないといけませんので、二十九日午後一時ではちよつと間に合わぬかと思はれますが……。

○土井直作君 それは違ふ。今取扱いを申し上げたのは、そういうことじやない。田中君の言われるのは、國務大臣に対する質疑をいつやるかということとをあらかじめということだが、従来の例によれば、本会議が開かれて、総理並びに大蔵大臣、外務大臣等の演説が行われて、引続いて翌日やるか一日置いてやるかという問題は、二十九日の日にきめてもおおそくはないと思はれます。しかしながら、それでは時間的に準備があるからということなら、今日の議院運営委員会では、施政方針

の演説が終つた翌日は一応質問準備のために本会議を開かないで、その翌日から質疑に入ることに決定されてもさしつかえありません。

○松井委員 日にちがきまらないといつて、こういうことは考えておいた方がいいと思ふ。いつの場合でも、施政方針の演説に対する質疑は参議院の方が先にやられる。衆議院の質疑は、新聞報道でもいつでもおこなわれる。施政方針は衆議院の方で最初におやりになつて、その次に参議院でやるのですから、質疑も衆議院の方が先にやつて、国民の前に先に明らかにするということも考へてやらなければならぬと思ふ。そういうことを考慮の中に入れて、衆議院の運営を考へ直して行く必要があると思はれます。

○田中(總)委員 三十日再開して、一日置いて二月一日ということになると日曜日ですから、それが二日になればかなり気が抜けてしまふ。三十一日に参議院がやることになれば、衆議院の各党の代表質問は、参議院よりずつとあとになるということも考へなければならぬと思はれます。

○福永委員長 ちよつと懇談にいたします。速記をやめて……。

○福永委員長 懇談をとじます。速記を願います。

○田中(總)委員 懇談をいたしたのでございますが、大体的目安をいたしました。三十日に國務大臣の演説を行つて、引続き三十一日にはこれに対する質疑に入る。質疑時間等については前例等もございまして、おおむねこれに準ずるといふことで、詳細につきましては、二十九日に議院運営委員会を

開いて正確にこれをきめる、こういうことではないかですか。

○福永委員長 御異議がありませんから、さように決定をいたします。

○福永委員長 次に、愛野時一郎君が逝去されたのでございまして、これにつきまして、慣例によりまして追悼演説等をおこなうことがございます。追悼演説等をおこなうことがございまして、御協議をいただきます。

○推熊委員 わが党の愛野君がなくなりました。いろいろ申問等もありました。議長の方からも御丁寧なごあいさつがございまして、感謝しております。そこで本会議における追悼演説をどうおこなうか、非常にお光栄であります。できるならば、慣例通り反対党の有力なる議員にやつていただくという事をお願いできればつこうと思はれます。

○福永委員長 今だれがやるかということと関連いたしますので御協議いただきますが、佐賀県選出はどなたですか。

○大池事務総長 自由党では保利茂さんと三池信さん、社会党左派で井手さん、この三人が反対党としておられます。

○推熊委員 自由党の保利さんにやつていただければ、たいへんけっこうです。

○福永委員長 ちよつと懇談にいたします。速記をやめて……。

○福永委員長 懇談をとじます。速記を願います。

○田中(總)委員 懇談をいたしたのでございますが、大体的目安をいたしました。三十日に國務大臣の演説を行つて、引続き三十一日にはこれに対する質疑に入る。質疑時間等については前例等もございまして、おおむねこれに準ずるといふことで、詳細につきましては、二十九日に議院運営委員会を

○福永委員長 御異議ありませんから、さように決定をいたします。

○福永委員長 次に、元議長長岡貞三君も逝去されたのでありますが、これにつきまして申詞を贈呈する件につきまして御協議を願います。

○大池事務総長 私からちよつと御説明申し上げますが、前議長には、現在議員でなくても、必ず申詞を差上げておるのが先例でございますので、元の議長長岡貞三さんにも申詞を差上げていただきたいと思います。もし差上げることにおきまらなれば、先例によつた申詞の案がございまして、それを御決定願いたいと思はれます。まづ申詞を出すか出さぬかということと、案文を御決定願いたいと思はれます。

○福永委員長 それでは、申詞を贈呈することについて御異議ありませんか。

○福永委員長 御異議ありませんから、さように決定をいたします。

○福永委員長 次に、元議長長岡貞三君も逝去されたのでありますが、これにつきまして申詞を贈呈する件につきまして御協議を願います。

○大池事務総長 私からちよつと御説明申し上げますが、前議長には、現在議員でなくても、必ず申詞を差上げておるのが先例でございますので、元の議長長岡貞三さんにも申詞を差上げていただきたいと思います。もし差上げることにおきまらなれば、先例によつた申詞の案がございまして、それを御決定願いたいと思はれます。まづ申詞を出すか出さぬかということと、案文を御決定願いたいと思はれます。

○福永委員長 それでは、申詞を贈呈することについて御異議ありませんか。

○福永委員長 それでは、申詞を贈呈することに決定いたしました。

○大池事務総長 これは、衆議院のはきわめて簡単でございますので、先例によりまして、「衆議院ハ兼ニ國務大臣ノ重任ニアタリ且ツ本院議長ノ職務ニ執掌シテ前議員員録三君ノ長逝ヲ哀悼シ恭ク申詞ヲ呈ス」といふことになりまして、

○田中(總)委員 これは、議長を先にすべきではないですか。

○土井直作君 それは立法府の方が先でしょう。

○田中(織)委員 國務大臣の重任に當つたという、それを逆に……。

○福永委員 案文につきましては、ただいま田中君御発言のごとく、國務大臣の重任に云々という言葉と、本院議長職務に云々という言葉を逆にいたしました。議長の方の言葉を先にいたしました。

衆議院、兼ニ本院議長ノ職務ニ執筆シ且ツ國務大臣ノ重任ニアタラシタ前議員正三位勲一等隨員詮三君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
ただいま朗読いたしました通りの文句で弔詞を贈呈するに御異議ありませんか。

○福永委員 御異議ありませんか、さよう決定いたしました。

○福永委員 次に、NHKのテレビジョンと実況放送並びに民間放送会社の実況放送の件につきまして御協議を願います。

○大池事務局長 この前にNHKのテレビジョンの試験放送をやっておりますので、第十五国会の最初の施政方針演説並びに質疑について、テレビジョン中継放送を議院運営委員会の御許可を得てやつたのでありますが、今回も第十五国会の再会といいますが、休会後のものについてお願いをしたいという申出と、いま一つは、NHKの方では二月一日から本放送になりますので、十五国会の開会中、適当なときに実況を中継したいからお願いしたいという申出があるわけがあります。これについて御協議をお願いしたいと思います。二月一日にNHKが本

放送に相なることと思いますが、日本テレビの方も五、六月ごろは本放送というか、放送が開始されるように新聞等で伝えられております。なお引続いたは、ラジオ東京等でもテレビが行われるように聞いております。従いまして、NHKの最初の試験放送時代の施政方針並びにこれに対する質疑というやうな特殊なものでなく、十五国会中、何時でもやれるというやうな、常時放送の準備をしておくということになりますと、将来の問題としては、今は御承知の通り二台だかカメラを持つて参つてやつておりますが、日本テレビの方も、ラジオ東京の方も、両方二台ずつ持つて来ると、六台くらいになつて来まして、傍聴者の方の点、その他設備上困難な点が出て来るのじやないかと思つたので、初めのときの申出を、その通りあとまでやらせるということも困難かと思つた。常時六台づけるということも設備上困難かと思つた。何れでもやるといふやうなことに、何時でもやるといふやうなことを御考願つておきたいと思つた。とりあえずの問題といたしましては、施政方針演説並びにこれに関する質疑をこの前もやつたこととございませうから、これを許すか許さぬかということをお決定願つたらいかかと思つた。NHKに聞きますと、二月一日本放送になりますから、二十六日以後の試験放送はやめてしまつて三十日に施政方針演説があると思つた。これはおそろしく入れたくてもできないだらう、その後の質疑につきましては、三十一日の分は困難だ、従つて一日は休

んで、もし二日にやるとすれば、二日の分が入ることになるだらうと思つた。その程度だけをやるならよろしいということにしておいて、あとは、別にこういうものをやりたいというとき、当委員会でも具体的に御決定願つた方がいじやないかと思つた。

○推熊委員 NHKは、二月一日から本放送になるのではありませんか、今度の議会の都合がそのなれば、総理の演説あるいは各党のそれに対する質疑は試験放送をやると思つた。それくらい努力はするだらうと思つた。そういうこともちよつと聞いております。それから将来は、東京が三つになると思つた。これは設備がどうかかかるとかいうことでなくて、民主化のために国会の実情をすみやかに知らせるということに眼目を置いて、多少傍聴人、不便その他がありまして、やはり大衆を相手にする議会政治の上から、あらゆる苦難を排して、三社に常時許すというところで、設備等を考へてもらいたい。なぜそういうことを私が主張するかというと、日本のテレビジョンの問題は、日本文化に非常に影響がある。つまり日本の経済状態ではかなり無理もあるのですが、当院におきましては、テレビジョン放送について何回も満場一致の決議をしておる。これらで奨励しており、しかも電気通信委員会などでは、非常な天下の注目を浴びて論争の結果、ここまでよくございませう。それを国会自体が拒否するような態度はすべきではない。どういふ不便があつても、三社が自由にやれるように、国会というものを国民に親しく了解してもらつてやうに努めるのが当然じやないかと思つた。設

備のためにいろいろ改善費等があるから、それは大いに用いてもやらすべきではないかと思つた。

○福永委員 次は、内閣委員会の公聴会開会承認要求の件でございます。案典法案につきまして、公聴会を開きたいという内閣委員長からの承認要求があるわけでございます。これを承認するに御異議ありませんか。

○福永委員 御異議ありませんか、承認することに決定いたしました。

○福永委員 次に、あつた時間があるから問題が若干ございませうので、お願いいたします。

○大池事務局長 これは、この前列国会同盟の日本議員団評議員を十六名設けることに相なつておりますが、衆参両院の議員が前も入つておつたので、折半して八人、八人というお話を申し上げましたところ、土井さんの方から、衆議院は六人にしてもらつて、衆議院の方から十人評議員を出すことに交渉せよというお話でございました。その通り交渉いたしました。参議院側で了承を得ました。参議院の方はこれに対して團伊能さん、自由党、河井彌八さん、緑風会、相馬助治さん、社会党右派、金子洋文さん、社会党左派、一松定吉さん、改進黨、谷口弥三郎さ

○大池事務局長 やることは認めて

ん、民主クラブ、この六人が評議員に相なつたそうでございます。従つて、当院では評議員を十名といたしまして御推薦を願いたいと考えております。十名の比率は、自由党五、改進黨二、社会党右派二、社会党左派一、こういふ比率に相なりますので、ひとつ評議員をお出し願いたいと思ひます。

それからこれと関連して申し上げますことは、本年は列國議會同盟が、米國で九月に開かれるはずだそうでございます。そういう通知が議長の手元に参つておりますから、御報告申し上げておきます。

○推薦委員 参議院の顔ぶれを見ると、大体議院運営委員会の人ようだが、そういうわけでもありませんか。
○大池事務総長 そういふ選挙をしたかどうか知りませんが、評議員と申しましても、ただ実際に向うに届けるだけで、ほかに用事はないのであります。評議員の方に御相談申し上げます。か何とかいうことはありませうが、議院運営委員会の方でもだれでもけつこうでございます。

それからもう一つ、議會同盟の向うの書記長をやつておるポアツシエという人は、その職を三十年間もやつておりましたが、今度やめるそうでありまして、列國議會同盟役員会で議決をして、ポアツシエ氏を、ノーベル賞受賞者の本年度の候補者に推薦してもらふことになりました。前任者のランゲという人もなつておるので、お願ひしたいということがあります。これは各議員団に、二月一日に到着するように推薦文を出してくれ、こういふ要求があつたのであります。そこで急なことでございますので、日本の議員団の団長とし

て、大野議長の名前で、電報で向うの要求通りにポアツシエ氏を候補者に載せてもらいたいと御推薦を申し上げておいたのであります。あとは手紙等で詳しく、こういふものを出してもらいたいということを出したいと考えてございますから、御了承を願ひます。

○福永委員長 了承するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議ありませんか、さように決定いたします。

○福永委員長 次に、人事承認の件を一件お願ひします。
○大池事務総長 これはごく簡単でございます。休会前の国会の当委員会、訴追委員会の参事が二名であつたのを三名に、弾劾裁判所並に追加御決定を願つたのであります。従ひまして今まで訴追委員会にやつと勤めておりました川崎三郎君を参事に昇格したい、こういふ委員長の申出でございます。同君はずつと長い間やつておりますので、参事の資格が十分でございますので、御了承願ひたいと考えております。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福永委員長 本件は別に御異議もないようでございますから、承認することに決定いたします。

○大池事務総長 なお、今村小委員長から御報告のありました衆議院予算の件でございますが、ただいま官房長官の御言明もありまして、いろいろありましようが、ただいまお手元に差上げたもの以外は事務局一般の予算でありまして、職員の手賃とか光熱水量費とか、消費物件費等、数字の整理をい

たしまして、弾劾裁判所並びに訴追委員会等も一応の数字を要求しておきたいと思ひますので、その点は御了承を願ひたいと思ひます。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大池事務総長 なおこの前、左派の方から専門員その他の履歴並びに一覧表の御要求がございましたので、一応一覧表をお手元に差上げたと思ひます。これは履歴書等相当大部なもので

ありますから、お持帰りいただきまして御検討願ひたい、こういふことでもあります。もしこちらで預かつておけという分がございませうれば預かつておきますから、お帰りのときにお持帰りを願ひたいと思ひます。
○福永委員長 それでは、次会は二十九日の午後一時に開きます。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十六分散会

〔参照〕 国会予備経費使用承認要求書

昭和二十七年十二月三十一日本院議員愛野時一郎君死亡に伴い国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の規定に基づき、遺族に支給する甲慰金を左のとおり国会予備経費から支出する必要がある。

科 目	金 額	備 考
(衆 議 院)		
(項) 衆議院予備経費		
5 退官退職手当		
甲 慰 金	九三六、〇〇〇円	議員歳費の一ヶ年分

(註) 予 算 額
前回まで使用承認済額 七、〇〇〇、〇〇〇円
今回使用承認要求額 一、三六八、〇〇〇円
差引使用承認未済額 九三六、〇〇〇円
四、六九六、〇〇〇円

昭和二十八年二月四日印刷

昭和二十八年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局